

平成26年 3 月 森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 平成26年 3 月 3 日 (月) 午前 9 時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成26年 3 月 3 日 (月) 午前 9 時30分

4 応 招 議 員

1 番議員	伊 藤 和 子	2 番議員	小 澤 哲 夫
3 番議員	吉 筋 恵 治	4 番議員	中 根 幸 男
5 番議員	鈴 木 托 治	6 番議員	西 田 彰
7 番議員	太 田 康 雄	8 番議員	亀 澤 進
9 番議員	山 本 俊 康	10番議員	榊 原 淑 友
11番議員	片 岡 健	12番議員	小 沢 一 男

5 不 応 招 議 員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	村 松 藤 雄	副 町 長	鈴 木 寿 一
教 育 長	井 上 啓 次 郎	建 設 参 事	鈴 木 雅 則
総 務 課 長	杉 山 眞 人	防 災 監	高 木 達 雄
企 画 財 政 課 長	村 松 弘	税 務 課 長	松 浦 慎 一 郎

住民生活課長	村松也寸志	保健福祉課長	瀧下和俊
産業課長	増田多喜男	建設課長	鈴木可浩
上下水道課長	岡野豊	学校教育課長	大場満明
社会教育課長	大原直幸	病院事務局長	一木進
会計管理者	高木利夫		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 浦上治男 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

議案第 7号 森町教育委員会委員の任命について

議案第 8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 森町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第11号 森町緊急地震対策基金条例の一部を改正する条例について

議案第12号 森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 森町債権の管理に関する条例について

議案第14号 森町社会教育委員会設置条例の一部を改正する条例について

議案第15号 森町税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第18号 森町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

- 議案第19号 森町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議案第20号 平成25年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第21号 平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 平成25年度森町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第23号 平成25年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第3
号）
- 議案第24号 平成25年度森町病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定について
- 議案第26号 東遠学園組合規約の変更について
- 議案第27号 平成26年度森町一般会計予算
- 議案第28号 平成26年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第29号 平成26年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 平成26年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第31号 平成26年度森町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第32号 平成26年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第33号 平成26年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第34号 平成26年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成26年度森町水道事業会計予算
- 議案第36号 平成26年度森町病院事業会計予算

< 議事の経過 >

議 長 | (榊原淑夫君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
| ただ今から平成26年3月、森町議会定例会を開会します。
| これから本日の会議を開きます。
| 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
| 会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、
| 2番小澤哲夫君及び3番吉筋恵治君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月24日までの22日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」については、監査委員から例月出納検査の結果についての報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

日程第4、議案第7号「森町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第7号「森町教育委員会委員の任命について」、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、現教育委員会委員の亀山銀男氏が、3月31日をもって辞職することに伴い、新たに後任の森町教育委員会委員として井口始氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

亀山氏につきましては、平成19年4月に就任されて以来7年間、その内、4年間教育委員長をつとめられ、本町の教育振興にご尽力をいただきましたことに対し、心より感謝を申し上げる次第でございます。亀山氏の身体上の都合によって、辞職に至ったことは残念には思いますけれども、本人の意を尊重したいと思って、辞任を認めましたところでございます。

今回、亀山氏の後任としてお願いする井口始氏は、経歴書のとおり森町谷中1229番地の1に住所を有し、長年中学校の教員として活躍され、磐周管内の中学校の校長をつとめられました。

また、西部教育事務所の主席管理主事及び次長兼教職員課長として活躍され、管内の学校や教職員の指導・育成に当たり、西部地域の教育の充実・振興に貢献されました。

教職生活退職後も、静岡県校長会事務局長に就任し、県内の教育行政の中核に携わるなど教育者として歩んでこられました。現在は、農業の傍ら地元の谷中町内会副会長として、地域にも貢献されております。

人格円満で、幅広い豊かな見識と公平な判断力を持っておられる方であります。経験豊かな教育の実践者の立場から意見がいただけると思います。

私も以前から良く知っておりまして、町の教育振興に必ず貢献いただけるものと考えますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (榊原淑友君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 (榊原淑友君) 今回、亀山銀男委員が辞職されることに伴って、後任に井口始さんをということではありますが、新たに任命されます井口さんの任期については、亀山氏の残任任期ということでもよろしいのか、また、それがいつまでになるのか、その点と、それから、亀山委員が委員長であるということですが、委員長が辞職を3月31日で辞職をされるということで、後任の委員長の選任を、いつどのような形で行われるのか、それから、森町教育委員については、教育長含めて6名ですか、5名の委員の内、現在教職員の経験者が教育長と亀山委員長ということで2名いらっしゃるわけです。

が、今回亀山委員の委員長の辞職に伴って、教職員経験者の井口始さんを委員にということではありますが、この5人のうち2名が教職員の経験者であるという構成については、教育委員会としてどのようにお考えになっているのか、その点をお伺いいたします。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) まず、今回お願いします井口始氏の任期でございますけども、太田議員ご質問の通り、亀山委員の残任期間となります。したがって、任期は4月1日から、28年の9月30日までと、このようになります。

次に、現在委員長を亀山氏がしておりますので、新たな委員長の選任については、教育長の方から答弁をいたさせます。また、この委員構成について、教育委員会としてどう考えるかということで、私への質問ではございませんので、教育長の方から答弁をさせます。

議 長
教 育 長

(榊原淑友 君) 教育長。

(井上啓次郎 君) 教育長です。ご質問ありました、委員長の交代による新たな委員長の選任につきましては、4月1日がスタートになりますので、4月1日、全員が揃ったところで、選挙、または推薦による委員長決定という形になります。

そして、5名の委員の内、教職経験者が二人ということでありますけども、やはり委員長につきましては、会を代表するということもありますし、全体をまとめていただくということもありますので、教育に精通している方が、私は相応しいなというふうに思います。

一方、教育長の仕事につきましては、その内容を具体的に事務局を取り仕切って、そして遂行していくという、そういう役目もありますので、そういう意味ではやはり経験者である方がいいなというふうに思っております。したがって、5名の内二人という形ではありますけども、他の3人からは民間の今話題になっているいろんなこと等、また、課題になっていること等を、率直に述べていただくことができているので、バランス的にはいいのではないかなというふうに考えております。以上です。

- 議 長 (榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。
12番議員 (小沢一男 君) 1点お聞きしたいですけども、いつも思うことですが、この井口さんのことは私も分かりませんが、今町長のおっしゃったように、この経歴を見ますと精通している。けども、男女共同参画という中で、いつも森は女性が登用されていないなと思いますけども、ここへ出てきたからやむを得ませんけども、これからの教育という問題にも女性の声を反映していくという点では、女性の適任者はいなかったのか、あるいは、始めから男性というように決めてあったのか。今5名中2名、けども、もう一度ちょっと女性の意味で。
- 議 長 (榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。
町 長 (村松藤雄 君) 小沢議員が、委員の構成について、男性が何人で女性が何人ということについてですね。まず、現状男性が3人で女性が二人でございますので、以前から小沢議員のご指摘の、女性の登用をということで女性を2名、委員として就任していただいておりますので、まずはその主旨は達成しているのかなと。逆転すると2対3になってしまいますので、いいバランスではないかなと思っています。よろしくお願いします。
- 議 長 (榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。
6番議員 (西田 彰 君) 前任のですね、亀山氏が一身上の都合ということでございますが、任期が半分残っている中で辞職ということで、それ以上の特別の何か理由っていうのは、あるかどうか、今分かれば教えていただきたい。
それから、最近ですね、教育行政に対して、いろいろ国の方もですね、方向性を出そうとしている中で、教育委員の、教育委員長とか、教育委員の選任をですね、行政長がですね、選任するというような意見も出ている中で、そういったことに対する考え方っちゅうのは、町長今どんなふうに思っておられるか。それだけ。

議 長 (榑原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) まず、亀山委員ですけども、平成24年10月1日に再任をお願いいたしまして、1年6箇月ということでございますから、半数余を残しております。私も亀山氏に任期を全うしていただきたいと、こういう気持ちを持っておりましたけども、実は、亀山氏に昨年不慮の事故による骨折等、あるいは病を患いましてですね、体力の衰えを本人が感じているということで、教育委員長として十分な仕事をするのができないことは申し訳ないということでございますので、本人の意を受け入れてですね、辞職の承認をしたところでございます。残念でございますし、一宮からも非常に優秀な方でございますから、継続をと思ったんですけども、このような事情では致し方ないということでございます。

次に、教育長あるいは教育委員長の問題がございます。今、国がいろいろ検討をされていて、これから方向が出そうという時期でございますから、私がここでとやかく言うのはいかがかと思えますから、私の意見は差し控えさせていただきます。以上です。

議 長 (榑原淑友君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榑原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (榑原淑友君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (榑原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第7号「森町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

日程第5、議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第8号の「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年人事院勧告により、55歳を超える行政職給料表(一)の適用を受ける管理職について、現行では、勤務成績が標準の場合には、2号給の昇給でございますが、2号給といたしますのは、以前は1号給の昇給でしたが、この1号を四つに分かれまして、以前の1号昇給は4号昇給となります。ですから、2号給という言葉を知るとですね、非常に昇給額が多いなと思うかもしれませんが、従前の2分の1になりますことを申し添えておきます。

2号給の昇給でございますが、今回、勤務成績が標準の場合は、昇給しないことを規定するものでございます。

今回の改正に伴い、森町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正するとともに、新たに管理職の人事考課制度を構築し、勤務成績が特に良好である職員は1号給の昇給、勤務成績が極めて良好である職員は2号給以上の昇給とするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) 日程第6、議案第9号「森町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

- 議 長 (榑原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。
- 町 長 (村松藤雄 君) ただ今上程されました、議案第9号「森町
非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正
する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。
今回の改正は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関
する法律」が平成25年12月13日に公布施行され、非常勤消防団員の
処遇改善のため、活動実態に応じた適切な報酬・手当の支給につい
て、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務づけられ
たことから、その趣旨を踏まえ、消防団員等公務災害補償等責任共
済等に関する法律施行令において支給額の引上げ改正が行われるこ
とに基づき、消防団員に係る退職報償金について一律5万円、最低
支給額20万円に引上げを行うものでございます。
- 以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議
のほどお願い申し上げます。
- 議 長 (榑原淑友 君) 日程第7、議案第10号「森町消防団員等公
務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
(職 員 朗 読)
- 議 長 (榑原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。
- 町 長 (村松藤雄 君) ただ今上程されました、議案第10号「森町
消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、提
案理由の説明を申し上げます。
今回の改正は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障
害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平
成24年6月27日に公布され、その一部が平成26年4月1日から施行
されることに伴い、条項ずれが起こるため、当該法令を引用する森
町消防団員等公務災害補償条例についても、所用の条例の整備を行
うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (榎原淑友君) 日程第8、議案第11号「森町緊急地震対策基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榎原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第11号「森町緊急地震対策基金条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、県交付金の基金積立てに加えまして、一般からの寄附を基金に積み立てができるよう、今回スズキ自動車からこのお金を頂きましたので、そのようなお金もここに積み立てができるよう、町の地震災害対策として、より多くの事業に活用できるよう、条例の一部を改正するものでございます。

また、附則第2項に規定する有効期限は、県交付金については3年間に限ってとのことでもございましたけども、これを削り、継続して基金の活用を図るものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (榎原淑友君) 日程第9、議案第12号「森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榎原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第12号「森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につい

て」、提案理由の説明を申し上げます。

中遠広域事務組合の粗大ごみ処理施設と一宮最終処分場に自己搬入する場合に徴収される処理手数料は、磐田市、袋井市、森町がそれぞれの条例で定められております。

最大積載量により磐田市が4段階、袋井市が38段階、森町が3段階に区分されており、市町により処理手数料は異なっております。

このため、中遠広域事務組合の受付では、自己搬入する方から苦情を受けることもあります。以前この手数料については、森町の場合には一旦森町の役場に来て手数料を納めて、その後に中遠事務組合の方にこの資材を搬入するということでございまして、それぞれの手数料、それぞれの自治体が受け付けておりましたので、問題がなかったわけですが、それでは住民の方に不都合だということで、この手数料については、中遠事務組合で徴収できるようにしていただきたいと、こういうことがございましたので、中遠事務組合でまとめて徴収することに至ったわけでございます。

したがって、それぞれの市町村によって手数料が違いますので、搬入する方が、何で私は前の人と同じような量にもかかわらず、こういう額を納めなくてはいけないのという苦情が出されているところでございます。そのため、2市1町の市長・町長で組織する管理者会の中で、2市1町の手数料を統一してほしいという事務局から依頼がありましたので、これを受けて今回改正するものでございます。

また、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が平成24年8月22日に公布され、平成26年4月1日から消費税が5パーセントから8パーセントに引き上げられます。

そのため、今回、処理手数料の見直しが必要になりましたので、公平性を確保する観点から、2市1町の中で処理手数料の区分が分かりやすく、森町よりも金額が低く、人口の最も多い磐田市に合わせるよう、条例の一部の改正を行うものでございます。

現在の森町の処理手数料は、車両1台につき、最大積載量350キログラムまでが1,050円、350キログラムを超えて1,000キログラムまでが3,000円、1,000キログラムを超えて2,000キログラムまでが6,000円となっております。

これを軽自動車、普通車両及び最大積載量0.5トン以下の車両が510円、0.5トンを超えて1トン以下が1,020円、1トンを超えて1.5トン以下が1,540円、1.5トンを超えて2トン以下が2,050円と改めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (榑原淑友 君) 日程第10、議案第13号「森町債権の管理に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榑原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) ただ今上程されました、議案第13号「森町債権の管理に関する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、町の保有する金銭債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、その適正化を図るため、制定するものでございます。

町が保有する債権につきましては、公法上の債権と私法上の債権がございますが、公法上の債権につきましては地方自治法236条により、債権が時効期間の満了をもって消滅するとしていますが、私法上の債権につきましては、債務者が死亡、行方不明等により時効期間が満了しても、債務者からの時効の援用がなければ債権が消滅しないこととなっております。

このため、消滅する見込みのない債権については、恒久的に管理しなければならず、この解消には債権放棄が必要であるため、今回債権を消滅させるための必要な事項を規定しようとするものでござ

います。

以上、提案理由を申し上げましたけども、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (榎原淑友 君) 日程第11、議案第14号「森町社会教育委員会設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (榎原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄 君) ただ今上程されました、議案第14号「森町社会教育委員会設置条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年度から、本条例第3条第2項に規定する委員の委嘱基準を追加するものでございます。

社会教育法では、これまで社会教育委員の委嘱の基準が、同法第15条第2項に規定されており、社会教育委員はその要件にかなう者から委嘱されてきましたが、第3次一括法第15条の改正により、社会教育法第15条第2項及び第18条が改められ、社会教育委員の委嘱の基準は条例で定めることとされました。

条例の制定に当たっては、別に定められる文部科学省令を参酌すべき基準として、定めることになりました。

森町の条例には、従前より委嘱の基準が定められておりましたが、平成25年9月10日に定められた、省令の参酌する基準に合わせた改正を行うものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (榎原淑友 君) 日程第12、議案第15号「森町税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第19号「森町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてまで議案5件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榑原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) ただ今一括して上程されました、議案第15号「森町税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第19号「森町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」までの5議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成25年12月定例会において、「森町税条例の一部を改正する条例」が可決され、平成26年4月1日から町税未納者に対する督促手数料が廃止されることに伴い、町税以外の地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料等及び後期高齢者医療保険料、介護保険料、道路法に基づく占用料、下水道事業受益者負担金の未納者に対し公平性の確保を図るため、税条例と同様に平成26年4月1日から、督促に係る手数料を廃止するものでございます。

また、「森町下水道事業受益者負担に関する条例」につきましては、合わせて地方税法の改正が行われましたので、延滞金の利率も変更するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (榑原淑友 君) 日程第17、議案第20号「平成25年度森町一般会計補正予算(第6号)」から日程第21、議案第24号「平成25年度森町病院事業会計補正予算(第4号)」まで、議案5件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榑原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) ただ今一括して上程されました、議案第20号から、議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第20号「平成25年度森町一般会計補正予算(第6号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ304,338千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,950,753千円とするものでございます。

5 ページ、第2表の繰越明許費につきましては、3事業ともに国の補正予算(第1号)を受けまして、2月21日に補正予算として議決をいただきました事業であります。年度内の期間が短く、平成26年度に繰越しするものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、各起債対象事業の事業費の減少に伴い、起債限度額の変更でございます。

以下、事項別明細書により、主な補正の概要を歳出から申し上げますので、7・8ページをお開きください。

2款1項1目、一般管理費8,610千円は、退職手当組合への負担金で退職予定者のうち3名分の特別負担金でございます。

5目、財産管理費216,898千円のうち、財政調整基金積立金103,324千円は、3,324千円が本年度発生利子、そして将来の財政負担への備えとして積み立てるものが100,000千円でございます。

また、減債基金積立金100,000千円は、今後の地方債の元利償還に備えるため、積み立てを行うものでございます。

いずれも本年度の財源見通しが立ちましたので積み立てを実施するものでございます。

また、森地区公共施設整備事業基金積立金3,000千円は、森町に縁のある方から頂きました寄附金を、積み立てるものでございます。

緊急地震対策基金積立金10,000千円は、スズキ株式会社から地震対策事業推進のため頂きました寄附金を積み立てるものでございます。

3款1項1目、社会福祉総務費負担金5,983千円の減額は、当初

予定していました東遠学園組合分担金が、組合における前年度繰越金との調整により、本年度分の分担金が引き下げられましたので、減額するものでございます。

4目、老人福祉費8,195千円は、介護保険事業への繰り出しでございます。

9・10ページ、2項2目、児童措置費委託料18,136千円の減額は、摩耶保育園及び、ときわ保育園への委託料でございますが、本年度事業分の見込みが立ったことにより、減額するものでございます。

4款1項2目、予防費13,634千円の減額につきましては、子宮頸がんワクチン接種や、高齢者肺炎球菌予防接種、日本脳炎を含む定期予防接種の本年度の事業の見込みが立ったことにより、委託料を減額するものでございます。

6目、診療所費120,000千円につきましては、森町病院の経営基盤の強化のため、繰り出しを行うものでございます。

6款1項3目、農業振興費7,500千円の減額につきましては、県の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金をうけ、株式会社あまがた農園に委託をして参りました、農業者人材育成委託事業の、本年度の事業見込みの減少に伴い、委託料を減額するものでございます。

11・12ページ、6款2項2目、農地事業費9,428千円の減額は、本年度の事業見込みの減少により、通称広域農道の舗装改良に伴う県負担金を減額するものでございます。

9款1項1目、常備消防費3,942千円は、袋井市森町広域行政組合消防分担金につきましては、分担金分担率の決定に伴う精算と、退職手当等人件費の増に伴う補正でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、1・2ページにお戻りください。

14款1項1目、民生費国庫負担金10,626千円の減額及び、15款1項1目、民生費県負担金5,313千円の減額につきましては、保育園の委託料減額に伴う国、県の負担金の減額でございます。

2項2目、民生費県補助金1,512千円の減額につきましては、当初予定しておりました「子ども・子育て支援事業計画策定」の補助金が、交付税算入方式へと変更になったため減額するものでございます。

7目、労働費県補助金7,500千円の減額は、農業者人材育成委託事業に係る財源の減額でございます。

16款1項2目、利子及び配当金3,324千円は、財政調整基金の一部を、利率が有利な国債を購入したことにより、利子収入が増加したことによる増額でございます。

17款1項1目、一般寄附金3,000千円は、森町に縁のある方から頂きました寄附金でございます。

3・4ページ、6目、消防費寄附金10,000千円は、スズキ株式会社から頂きました寄附金でございます。

18款2項3目、財政調整基金繰入金150,000千円の減額は、本年度の財源見通しが立ったため、基金取崩をやめることといたしました。

19款1項1目、前年度繰越金453,834千円は、財源調整及び、財政調整基金の取崩の取りやめに係る財源、また、財政調整基金、減債基金への積立ての財源としての計上でございます。

20款4項4目、雑入36,636千円のうち、20,738千円は、老人保健医療費に係る過去の診療報酬の修正に伴い発生した返還金を受け入れるものでございます。15,519千円は、静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の、前年度の精算に基づく返還金でございます。

21款、町債の減額は、各事業の事業費見込みに伴う減額及び、臨時財政対策債の借入額の確定に伴う減額でございます。

次に、議案第21号「平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37,727千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,071,547千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げますので、3・4ページをお開きください。

2款1項1目、一般被保険者療養給付費20,000千円は、現在までの給付実績に基づく、年間給付見込額に不足を生じるため、追加計上するものでございます。

11款1項3目、償還金17,727千円は、平成24年度実績報告に伴い国庫負担金の療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金、並びに県負担金の特定健康診査等負担金の精算に伴う超過分を返還するものでございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、1・2ページにお戻りください。

3款1項1目、療養給付費等負担金6,400千円及び、6款2項1目、県調整交付金1,200千円は、歳出の一般被保険者療養給付費に対する国庫負担金と、県の普通交付金でございます。

10款1項2目、その他繰越金30,127千円は、歳出のうち国庫負担金等を除いた費用に充当する前年度繰越金でございます。

次に、議案第22号「平成25年度森町介護保険特別会計補正予算(第4号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,658千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,830,832千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げますので、5・6ページをお開きください。

2款1項1目、介護給付費57,102千円につきましては、通所介護などの居宅介護サービス、施設介護サービスの利用及び、ケアプラン作成に係る給付費の年間見込額が当初予算を上回る見込みのため、補正するものでございます。

2款4項1目、特定入所者介護サービス等費5,256千円につきましては、サービス利用の増加に伴い、負担限度額を超えた食費・居住費の給付費が、当初を上回る見込みのため補正するものでござい

ます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、1・2ページにお戻りください。3款1項1目、介護給付費負担金12,311千円、4款1項1目、介護給付費交付金14,302千円、5款1項1目、介護給付費負担金11,833千円及び、7款1項1目、介護給付費繰入金7,795千円につきましては、保険給付費に係る、国・支払基金・県・町のそれぞれの負担金でございます。

3款2項1目、調整交付金4,243千円につきましては、年間の保険給付費にかかる交付見込額の計上でございます。

3・4ページ、7款2項1目、保険給付支払準備基金繰入金4,942千円及び、8款1項1目、繰越金6,832千円は、補正財源としての計上でございます。

次に、議案第23号「平成25年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」について提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,000千円減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ627,014千円とするものでございます。

4ページ、第2表、繰越明許費につきましては、国の補正予算(第1号)を受け、2月21日に補正予算として議決をいただきました事業でございまして、年度内の期間が短く、平成26年度に繰越しするものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、起債対象事業の事業費の減少に伴う、起債限度額の変更でございます。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げますので、3・4ページをお開きください。

1款2項1目、下水道建設事業費108,000千円の減額は、国庫補助事業水の安全・安心基盤整備総合交付金事業の交付金内示額が、当初予算額の75パーセントに交付金が減額されたため、委託料5,000千円、工事請負費103,000千円をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、1・2ページにお戻りください。

3款1項1目、水の安全・安心基盤整備総合交付金44,000千円の減額は、交付金内示額に伴う減額であります。

5款1項1目、下水道事業債58,600千円の減額は、交付金事業の減少に伴う、起債予定額の減額でございます。

7款1項1目、繰越金5,400千円の減額は、財源調整としての計上でございます。

最後に、議案第24号「平成25年度森町病院事業会計補正予算(第4号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページの、補正予算第2条につきましては、予算第2条(業務の予定量)について、入院と外来の患者の数量を「入院患者延べ数43,486人、一日平均119.1人」に、「外来患者延べ数96,415人、一日平均395.1人」に改めるものであり、一日平均では、入院で0.5人、外来では0.2人の増加を見込むものでございます。

次に、第3条につきましては、予算第3条(収益的収入及び支出)に定めた収入のうち、医業収益を77,038千円増額し、2,514,207千円とし、医業外収益を120,000千円増額し、363,216千円とし、病院事業収益の予定額を2,877,423千円とするものでございます。

また、支出のうち、医業費用を61,315千円増額し、2,807,683千円とし、医業外費用を21,575千円増額し、145,748千円とし、病院事業費用の予定額を2,956,431千円とするものでございます。

それでは、補正額の明細書により補正の概要を申し上げますので、5ページをお開きください。

上段の収入でございますが、医業収益77,038千円の増額につきましては、入院で、急性期病床で入院患者が増加したこと、外来で、単価の増加が見込まれることから、入院収益で40,950千円、外来収益で36,088千円の増額をするものでございます。

医業外収益120,000千円の増額につきましては、一般会計繰入金を他会計負担金として計上するものでございます。

下段の支出でございますが、医業費用61,315千円の増額につきましては、材料費で、入院外来患者が増加することに伴い、12,742千円の増額をするものでございます。

また、経費につきましては、光熱水費、燃料費は価格の高騰、入院外来患者が増加することに伴う委託料の増加により、48,573千円を増額するものでございます。

医業外費用21,575千円につきましては、雑支出として、4条予算とたな卸し資産の消費税雑損失分を3条予算で支出するため計上するものでございます。

続いて歳入についてご説明いたしますので、1ページにお戻りください。

補正予算第4条は、予算第9条(他会計からの出資金及び負担金)の、一般会計からの受入額を501,500千円とするもので、第5条では、予算第10条(たな卸し資産の購入限度額)を、166,577千円とするものでございます。

以上が、議案第20号から議案第24号までの概要でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 (榎原淑友君) 日程第22、議案第25号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榎原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今上程されました議案第25号「辺地に係る公共施設の総合整備計画策定について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、当該辺地の公共的施設を整備促進するために必要な財政上の特別措置として、辺地対策事業債の借入れを受けるため、議会の議決を経て総合整備計画を定め、総務大臣に

提出するものでございます。

今回の整備計画は、現計画が平成25年度末で終了することに伴い、既計画で取り組んで参りました、大府川辺地域における町道一ノ瀬大久保線及び、橘・薄場辺地域における町道大上宮奥線の整備が完了しておりませんので、継続事業分を新たな整備計画として策定するものでございます。

まず初めに、大府川辺地域の町道一ノ瀬大久保線につきましては、道路幅員を拡幅整備することにより、地域住民の交通の安全を確保するものでございます。

このため、総事業費75,000千円、施行延長700メートルを、平成26年度から平成28年度の3箇年で整備する計画でございます。

次に、橘・薄場辺地域の町道大上宮奥線につきましては、防災上の観点から、橘地区から一宮地区へ向かう区間を拡幅整備することにより、地域住民の方々が安心して暮らせることを目的とするものでございます。

このため、総事業費175,000千円、施行延長800メートルを、平成26年度から平成30年度の5年間で整備する計画でございます。

なお、事業費の全額を辺地対策事業債として借入れを受けるものでございます。

また、本議案上程のための県知事との事前協議におきましては、本年1月7日付けで、「異議なし」との回答を得ております。

本計画策定につきまして、議会の議決を得たく提案するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いし、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長 (榊原淑友君) 日程第23、議案第26号「東遠学園組合規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第26号「東遠学園組合規約の変更について」の提案理由の説明を申し上げます。

今回の規約変更は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる障害者総合支援法が改正され、第5条第10項が削られ第11項以下が1項ずつ繰り上げられることから、項ずれが生じたため変更するものでございます。

また、障害児相談支援事業については、「めばえ」及び「みなみめばえ」で行っておりますが、両めばえの通園児の年齢は就学前の6歳児までとなっていることから、7歳から18歳までの相談支援を「生活支援センター」で受け入れることにするため規約の変更を行うものでございます。

以上、規約の変更内容をご説明申し上げましたけども、一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法の規定により、関係各自治体の議決が必要となることから、ここに提案させていただきました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (榑原淑友君) しばらく休憩します。

(午前10時40分 ～ 午前10時50分 休憩)

議長 (榑原淑友君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24、議案第27号「平成26年度森町一般会計予算」から日程第33、議案第36号「平成26年度森町病院事業会計予算」まで議案10件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榑原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) 平成26年度の提案理由の説明を申し上げるに先立ちまして、皆様方にお配りしてあります森町予算について先に説明させていただきたいと思っております。

本日、平成26年3月森町議会定例会を開会していただき、平成26年度当初予算の議案を提出するに当たり、その概要を説明申し上げますとともに、平成26年度の町政運営に対する基本方針について、所信の一端を述べる機会を得ましたことを、大変嬉しく思っているところでございます。

また、議員の皆様方におかれましては、国、地方を通じて厳しい経済・財政状況の中、地方の自立、再生と活性化、住民の暮らしの安全確保等に対し、多大なるご尽力を賜っていることをまずもって厚くお礼申し上げたいと思います。

さて、日本経済の状況をみますと、一昨年が発足した第2次安倍内閣が掲げた、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の効果もあり、実質GDPが四半期連続でプラス成長となり、緩やかではありますが景気回復の兆しが見え始めております。

他方、景気回復の実感は、中小企業・小規模事業者や地域経済には未だ十分浸透しておらず、また、業種ごとの状況にはばらつきがみられ、物価動向についてもデフレ脱却は道半ばであります。

また、現在の日本の財政状況は、少子高齢化等の要因によって悪化が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への対応等が重なって、近年著しく悪化が進み、極めて厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、今後の経済財政運営に当たっては、経済成長につながる施策を果敢に実行していくとともに、将来に向けて持続可能な制度を構築し、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環を達成していくことが必要となっております。

こうした中、国の平成26年度の国の一般会計予算案は、当初規模にして95兆8,823億円と、消費税率の引上げによる税収増を受け、過去最大規模となっております。

この予算案を、安倍内閣は「経済再生・デフレ脱却と財政健全化をあわせて目指す予算」と位置づけており、競争力を強化し民需主

導の経済成長を促す施策や、子育て支援を充実させる施策、インフラ老朽化対策や東京オリンピックを契機とした交通・物流ネットワーク整備の加速化のための公共事業等を充実させるとともに、5兆円を上回るプライマリーバランスの改善と、約1兆6,000億円の国債発行額の減額を実現した予算となっております。

また、現在開会されている通常国会において成立した、平成25年度補正予算と一体的に編成することで、来年度前半に見込まれる消費税率改正による反動減を緩和し、成長力の底上げを図るものとなっております。

その一方で、本年4月から予定されている消費税率の引上げによる景気への影響のほか、TPP交渉に伴う農政改革、安全保障や近隣諸国との外交問題など、国内外に多くの課題を抱えたままであります。

なお、継続的な課題として、未だ道半ばの東日本大震災の復興、人口減少、少子高齢社会を背景とした医療、介護、年金といった持続可能な社会保障制度の確立など、極めて重要な課題解決も急務となっております。

安倍内閣には、是非これらの課題に立ち向かい、真の景気回復、安定的な経済成長を軌道に乗せ、誰もが安心して暮らせる活力ある日本を構築すべく、早期に具体的な成果を上げることを期待するところでございます。

そして、平成26年度の地方財政計画については、東日本大震災分を除く通常収支分におきまして、地方税を35兆127億円、前年度比プラス2.9パーセント、地方交付税を16兆8,855億円、前年度比マイナス1.0パーセントと見込む一方、投資的経費については、11兆35億円、前年度比プラス3.1パーセントの増額を見込むなど、その歳入歳出規模を83兆3,607億円、前年度比プラス1.8パーセントとしております。

他方、県においては、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり～総力を挙げて早期実現へ～」を掲げ、一般会計予算総額を対前年

度比プラス3.6パーセントの1兆1,802億円としております。

歳入では、地方消費税の税率引上げによる増や企業収益の改善等に伴い、法人2税や個人県民税を含む県税について対前年度比プラス6.9パーセントと見込んでおります。

また、歳出では、補助金の見直しや事務事業の徹底した見直しの実施によるスリム化を図るとともに、地震・津波対策等に重点的に取り組むことから、投資的経費については3年連続で前年度を上回る、対前年度比プラス2.5パーセントの1,824億6,800万円を計上し、“ふじのくに”づくりの総仕上げに向け、大規模地震への万全の備え、「内陸フロンティア」を拓く取組等々の八つの重点的取組を推進することとしております。

こうした中であって、当町におきましても、将来にわたって安定的な行財政運営をしていくため、より一層の財政の健全化に努めるとともに、国・県の施策の方向を見据えつつ、森町の地域資源をいかしたまちづくりを推進していきたいと考えております。

また、第8次森町総合計画における将来像であります、「ええら森町 みんながチカラの郷づくり 古きをいかして新しきを創る」としたまちづくりに沿って、調和のとれた各種施策を引き続き積極的に取り組み、森町らしいまちづくりを推進して参りたいと思っております。

さらに、当町におきましては、新東名効果により、町内観光施設には多くの観光客が訪れるようになり、さらに、来る3月29日には、遠州森町パーキングエリアにスマートインターチェンジが供用開始される予定でございます。

このことにより、森掛川インターチェンジに次いで二つのインターチェンジを有することになり、この強みをいかした、森町のさらなる発展に努めて参りたいと考えております。

また、町民が安全・安心を実感できるよう、想定される大地震に備える防災・減災対策を推進するとともに、健康で「お達者度」の高いまちづくりを推進していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、森町にとって、大いに飛躍する年となるよう、地震対策、内陸フロンティアを拓く取組、新東名関連の基盤整備、土地利用の活性化、企業・人の誘致、医療・福祉施策の充実及び子育て支援対策など、将来にわたり住み良いまちとなるよう、町民の皆様の英知とご支援・ご協力をいただきながら、誠心誠意取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上の点を踏まえまして、平成26年度当初予算について、マニフェストの「5つの柱」に沿って、その内容をご説明申し上げます。

最初の議案第27号、一般会計予算についてでございます。

参考資料の平成26年度森町当初予算(案)概要も併せてご覧ください。

予算規模は、6,732,000千円で、前年度当初予算と比べまして46,000千円の増、プラス0.7パーセントとなっております。

その要因といたしましては、スマートインターチェンジ関連事業、森地区まちづくり事業及び消防施設整備事業の減、森林整備加速化・林業再生事業の終了などがある一方で、拠点防災倉庫整備事業、行政無線デジタル化電波調査業務等の防災・減災対策、消費税率引上げの影響対策としての臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業、新東名をいかした内陸フロンティア推進事業や、道路ストック総点検事業、橋梁の長寿命化対策など、新たな取組が盛り込まれております。

次に、マニフェストの「5つの柱」に沿いまして、主な事業を述べさせていただきます。

1点目の『確かな安全と、こころのやすらぎを感じるまちづくり』につきましては、防災・減災対策として、行政無線デジタル化電波調査業務、拠点防災倉庫整備事業、家庭内家具等固定推進事業及び防災キャンプ推進事業等に係る経費を計上し、地震対策を含めた安全・安心な防災・減災体制を整えて参りたいと考えております。

また、国民健康保険等の特別会計の健全運営に係る繰出金等を計

上するとともに、森町病院につきましては、家庭医療クリニックの安定的な経営を図るとともに、平成26年度が目標年度である「第2期病院経営改革プラン」に基づき、より一層の地域医療の充実と公立森町病院の経営改革を図って参りたいと考えております。

2点目の『次世代につながる成長の礎づくり』につきましては、工業用地開発可能性調査等を盛り込んだ内陸フロンティア推進事業、新東名遠州森町スマートインターの利用促進を図るスマートインター関連事業を推進するとともに、今後の社会資本整備に係る計画作成や都市計画図の作成に要する経費を計上し、新たなまちづくりの計画を推進して参りたいと考えております。

3点目の『子供いきいき、生きがい実感のまちづくり』につきましては、子育て支援対策として4月1日からの消費税率引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施する子育て世帯臨時特例給付金給付事業を実施したいと考えております。

また、昨年度からの継続事業である子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組むとともに、児童手当支給事業、こども医療費助成(入院時の自己負担無料化に拡充)、及び、森っ子出産祝金等を引き続き実施することにより、子育て世代の経済的な負担の軽減を図って参りたいと考えております。

また、保育園につきましては、特定保育事業のさらなる推進等により、今後とも待機児童をなくし、保護者の就労支援、児童の健全な心身の発達への支援及び多様な保育の促進等に努めるとともに、小学校を利用した放課後児童クラブや、三倉小学校における放課後子ども教室につきましても、引き続き保護者のニーズに対応し実施することにより、より一層の子育て環境の充実を図って参ります。

そして、少子化対策の一環として、不妊に悩んでいる夫婦の経済的負担を軽減するため、昨年度から取り組んでいる特定不妊治療費に加え、一般不妊治療費に対する助成についても新たに実施して参りたいと考えております。

さらに、4月1日からの消費税率引上げを踏まえ、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として支給される、臨時福祉給付金支給事業を実施したいと考えております。

また、介護保険事業への繰出金、働く世代の女性のためのがん検診推進事業、インフルエンザなどの予防接種事業、及び高齢者肺炎球菌予防接種事業等を実施するとともに、新たに健康マイレージ事業を実施することにより、お達者度の高い、健康・生きがいを実感できるまちづくりを推進して参りたいと考えております。

他方、教育関係については、飯田小・旭が丘中の給食棟の耐震事業の推進、小中学校の特別教室への扇風機設置事業を実施するとともに、今年度から新たに広島平和記念式典へ小中学生を派遣して参りたいと考えております。

4点目の『住みやすく和を感じるまちづくり』につきましては、天竜浜名湖線の森町病院前への新駅設置事業、三倉・天方地区での自家用有償旅客運送バス事業及び民間バス路線への支援を引き続き実施することにより、地域公共交通の確保に努めて参ります。

また、快適な住環境の保全を図るため、公共下水道事業特別会計への繰出金、合併処理浄化槽への補助、及び急傾斜地崩壊対策事業を引き続き実施して参りたいと考えております。

さらに、公共施設の長寿命化対策を図るため、道路ストックの総点検事業、橋梁長寿命化工事、町営住宅の長寿命化計画の策定等を進めるとともに、町道等の計画的な整備を図ることにより、道路・交通ネットワークの整備を進めて参りたいと考えております。

他方、農業関係につきましては、通称広域農道の改修事業を行う県営の通作条件整備事業への負担金、一宮地区農村公園整備に係る実施設計業務を新たに実施するとともに、茶業等の農業振興、農業施設の適切な維持管理、有害鳥獣対策にも引き続きしっかりと取り組んで参りたいと考えております。

また、林業関係につきましては、間伐を推進する森林環境保全直接支援事業等の森林整備事業を実施するとともに、大尾大日山線開

設事業に継続的に取り組んで参りたいと考えております。

そして、文化振興の観点から、町の偉人である鈴木藤三郎氏が建立した庵山観音菩薩像の修理事業を実施するとともに、町の指定史跡である飯田城趾に係る駐車場用地の購入や環境整備を行う飯田城公園整備事業に引き続き取り組んで参りたいと考えております。

5点目の『信頼と絆をつなぐまちづくり』につきましては、引き続き協働まちづくり推進事業費を計上するとともに、天浜線軌道敷きの法面等の美化活動等への支援として、レールフレンドシップ事業を実施するとともに、公共施設等総合管理計画の策定に取り組んで参りたいと考えております。

また、行財政改革につきましては、新行財政改革プランに基づき、たゆまない改革を進めるとともに、職員の意欲や企画力を向上させるため、職員研修の充実を図って参ります。

さらに、こうした事業を効果的、効率的に推進していくため、自主・自立の地域社会の育成を図り、まちの将来像「ええら森町」の実現に向け、町民と一体となった協働のまちづくりに向かって尽力して参りたいと存じます。

次に、これらを賄う財源の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、自主財源の大半を占める町税についてであります。地方財政計画の見込み、企業業績の状況等を考慮し、個人住民税を対前年度比1.4パーセント増の860,500千円とし、法人税は対前年度比11パーセント増の162,001千円、たばこ税は前年度同額の100,000千円とし、町税全体で前年度当初予算比39,519千円、1.6パーセント増の2,481,090千円としました。

また、地方交付税につきましては25年度の算定額、消費税交付金の増、公務員給与費の臨時特例措置の終了等を考慮し、対前年度比0.8パーセント増の1,330,000千円を計上いたしました。

国・県支出金につきましては、スマートインターチェンジ関連事業等に係る社会資本整備交付金、参議院議員通常選挙等の選挙執行

経費に係る交付金の減などにより、全体で915,840千円、前年度比12,045千円の減、マイナス10.9パーセントの計上となっております。

他方、財政調整基金繰入金を対前年度比150,000千円増の300,000千円とし、町債は臨時財政対策債を含め、対前年度比72,400千円減の711,100千円としています。

次に、議案第28号から議案第34号までの特別会計予算でございますが、議案第28号国民健康保険特別会計予算では、平成26年度の制度改正を踏まえ、過去3箇年の療養給付費等を基礎として年間予算を推計しており、予算総額は、2,041,182千円で、対前年度比0.4パーセントの増となっております。

次に、議案第29号後期高齢者医療特別会計予算では、医療制度改革により、平成20年度から施行された75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度を運営するため、医療機関の窓口で支払う分を除き、公費が約5割、現役世代が約4割を負担し、残りの約1割を被保険者から保険料として徴収し、後期高齢者医療制度の運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、予算総額は、185,864千円で、対前年度とほぼ同額となっております。

次に、議案第30号介護保険特別会計予算でございますが、対前年度比で1.0パーセント増の1,771,913千円の予算となっております。

歳入では、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料は、対前年度比3.1パーセント増の320,751千円の計上となっております。

また、国・県等の支出金では、保険給付費及び地域支援事業費に係る、それぞれの負担割合を乗じて計上しております。

歳出では、全体の96.0パーセントに当たる保険給付費について、前年度の推移に伴う増加を見込んだ1,700,087千円と、地域支援事業に係る事業費として42,196千円の予算計上となっております。

次に、議案第31号公共下水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ549,780千円で、対前年度比マイナス18.3パーセントの計上となっております。

マイナスになった主な要因としては、平成25年度の水の安全・安

心基盤整備総合交付金の交付率を考慮し、適正な予算規模としたためでございます。

歳入の主なものといたしましては、水の安全・安心基盤整備総合交付金、一般会計繰入金、町債、受益者負担金と下水道使用料及び消費税還付金等でございます。

歳出の主なものとしましては、人件費5名分を含む事務的経費、汚水管渠に係わる実施設計業務委託料と築造工事費、この工事に係わる上水道管補償費、森町浄化センター維持管理業務委託料及び町債元利償還金等でございます。

その他、議案第32号大久保簡易水道事業特別会計、議案第33号三倉簡易水道事業特別会計及び議案第34号大河内簡易水道事業特別会計とも、事業執行に必要な経費を計上させていただき、住民サービスの向上と本会計の趣旨に添った健全経営に努めて参りたいと思います。

議案第35号水道事業会計予算でございますが、収益的支出と資本的支出の総額は584,323千円で、対前年度比プラス6.4パーセントの計上となっております。

プラスになった主な要因として、収益的収支の受水費及び受託工事請負費の増額によるものでございます。

また、収支不均衡予算につきましては、企業会計制度の見直しにより、新たに創設された現金収入を伴わない収益、長期前受金戻入を収益化したためのものでございます。

ご承知のとおり水道事業は、安心して飲める水を安全かつ安定的に供給することが使命でございます。健全経営が不可欠でありますので、今後も引き続き最大の努力をして参る所存でございます。

最後に、議案第36号森町病院事業会計予算でございますが、収益的収入及び支出では、病院事業収益予定額を2,670,356千円、病院事業費用予定額を3,213,683千円と見込み、資本的収入及び支出では、収入を286,482千円、支出を396,352千円と見込んでおります。

平成26年度予算からの公営企業会計制度改正に伴い、各引当金の

計上や過年度損失修正損の支出計上をしたため、収益的収入及び支出では、病院事業費用予定額が病院事業収益予定額を543,327千円と大きく上回る収支不均衡の予算となっております。

病院の経営状況でございますが、平成25年度は入院収益、外来収益、共に収益を伸ばすことができる見込みであり、森町家庭医療クリニックにおきましても、開院以来患者数並びに収益を着実に伸ばしておりますが、経常収支では依然として赤字が続いており、厳しい状況が続いています。

そして、病院を取り巻く外部環境につきましても、相変わらず厳しい状況下にあり、医師の確保につきましても、眼科医、整形外科医、外科医の増員を、浜松医大の各医局へ働きかけをしていますが、すぐには増員が見込めない状況であり、看護師の確保につきましても、依然として充足されない状況が続いております。

平成26年度におきましては、4月に消費税率の引上げ、さらには診療報酬の改定が予定されており、支出においては消費税に係る支出増が見込まれるため、診療報酬改定の内容を見定め、収益増につなげていきたいと考えています。

また、電子カルテの導入による業務の効率化、迅速化、院内の情報共有化を図り、病院間や病診間、診療所との間の連携を推進する予定であります。

今後は、第2次経営改革プランの目標管理を厳格に進め、地域のニーズに応え、経営の安定を目指し、病院事業全般における一つの課題を確実に解決して参りたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、さらにご支援ご協力をお願い申し上げます。

以上で、森町の平成26年度予算の概要の説明を終わりますが、新東名の県内開通は、町の一つの転換期であり、これを発展の大きなチャンスと捉え、安心・安全で、魅力ある「ええら森町」の実現を目指し、次世代につながる成長の礎づくりとして、そして森町らしさを感じるまちづくりに邁進していきたいと考えておりますので、議員各位のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

げたいと思います。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

議長 (榎原淑友 君) しばらく休憩します。

なお、お知らせいたします。

休憩ののち全員協議会を開催し、各当初予算の補足説明を受けますので、委員会室にお集まりください。

(午前 11 時 25 分 ～ 午後 2 時 45 分 休憩)

議長 (榎原淑友 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月7日午前9時30分、本会議を開会し、議案に対する質疑及び委員会付託を行います。

なお、議案第20号から議案第24号の補正予算5件については、討論・採決まで行います。

本日は、これで散会します。

(午後 2 時 46 分 閉会)